

学校給食費の公会計化について

目次

1. 給食費会計のしくみ
2. 給食費会計の現状
3. 公会計化により想定される効果
4. 公会計化にあたって必要な措置
5. 今後の流れ

1. 給食費会計のしくみ

・学校給食にかかる費用負担の原則(学校給食法第11条)

市の負担... 食材費以外の費用(調理施設・設備の維持管理費, 光熱水費, 人件費など)

保護者負担... 給食費(給食に用いる食材費)

・給食費の流れ「私費会計」

小学校: 保護者 → 校長口座 → 食材業者 ※年1回, 学校・保護者等による監査あり

中学校: 保護者 → 学校教育課長口座 → 食材業者 ※年1回, 中学校給食運営委員会による監査あり

※公会計の場合

歳入: 保護者 → 市の公金口座 歳出: 市 → 食材業者

2. 給食費会計の現状

※28年度決算ベース

	小学校	中学校
児童・生徒数	3,273人	1,353人
収入額	160,570(千円)	71,185(千円)
支出額	159,874(千円)	70,745(千円)
繰越額	696(千円)	440(千円)
未納者数	6名	36名
未納額	195,637円 (うち過年度分 67,613円)	843,052円 (うち過年度分179,162円)
未納者への督促	教職員が対応	教育委員会職員が対応
督促方法	※未納月数が2か月分以上 ⇒ 口頭又は書面をもって督促 ※未納月数が6か月分以上 ⇒ 訪問徴収等の措置	

3. 公会計化により想定される効果

1. 保護者にとって

- 公平性の確保 債権管理条例が適用され(私債権), 徴収・欠損両面で事務処理が透明化。
- 利便性の向上 どの銀行でも納付可, 振込手数料の保護者負担がなくなる。

2. 学校現場にとって

- コンプライアンスの向上 校長(課長)の多額の金員の取扱いがなくなる。安全管理上も○
- 教員の負担軽減 徴収にかかる負担がなくなる。

※ただし, 教育委員会としては, 事務負担の増, 関連経費の発生がある

4. 公会計化にあたって必要な措置

- 関係条例(規程)の整備, 改廃
(学校給食にかかる条例, 施行規則等)
 - 30年度予算の整理
(学校給食費管理システムの導入, 学校給食費補助金の整理, 公金取扱の調整等)
 - 教育委員会職員配置の見直し
 - 保護者への周知
 - 29年度までの未収金の取扱い
- など

5. 今後の流れ(想定)

※調整により変更する可能性あり

平成29年度

12月 特別会計の設置(条例整備)

3月 30年度当初予算計上, 関係条例(規程)の整備

平成30年度

4月 中学校給食費の公会計化
(並行して, 小学校給食費への導入準備)

3月 31年度当初予算計上, 関係条例(規程)の整備

平成31年度

4月 小学校給食費の公会計化

